

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	川本町

川本町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 島根県川本町 産業振興課
所在地 島根県邑智郡川本町大字川本271番地3
電話番号 0855-72-0636
FAX番号 0855-72-1136
メールアドレス sangyou@town.shimane-kawamoto.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ、②ニホンザル、③ニホンジカ、④ヌートリア ⑤カラス、⑥サギ類、⑦カワウ、⑧ツキノワグマ ⑨アライグマ、⑩ヒヨドリ、⑪アオジ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	川本町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,098千円 178a
	野菜 (イモ類、カボチャ等)	把握していないが実態はある。
	果樹 (カキ等)	把握していないが実態はある。
ニホンザル	水稲	958千円 134a
	野菜 (タマネギ、大豆等)	把握はしてないが実態はある。
	果樹 (カキ等)	把握はしてないが実態はある。
ニホンジカ	水稲	
	野菜 (タマネギ、大豆等)	把握はしてないが実態はある。
	果樹 (カキ等)	把握はしてないが実態はある。
カラス・サギ類	水稲	
	野菜 (トウモロコシ、スイカ等)	把握はしてないが実態はある。
	果樹 (カキ等)	
カワウ・ヌートリア	水稲	把握はしてないが実態はある。
	野菜 (大豆等)	把握はしてないが実態はある。
	果樹 (鮎等)	把握はしてないが実態はある。
ツキノワグマ	水稲	
	野菜 (サツマイモ等)	把握はしてないが実態はある。
	果樹 (カキ等)	把握はしてないが実態はある。
ヒヨドリ・アオジ	水稲	
	野菜 (エゴマ等)	把握はしてないが実態はある。
	果樹 (カキ等)	把握はしてないが実態はある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

川本町では、集落ぐるみによる防除体制と加害個体の捕獲体制を推進し、農地への直接的な被害は緩やかに減少しているが、農地周辺の掘り返しが増加しているため、被害防止施設設置、狩猟免許取得に対する補助を行っている。今後は、鳥獣の生態、被害の発生の要因などについても研修会等で広く周知し、鳥獣のことを知り、そのうえでの被害防止対策と捕獲につながる取組を推進していく必要がある。

①イノシシ

(ア) 被害状況

- ・最大の被害は水稲で、穂の食害の他、踏み荒らし等による稲の倒伏。被害区域は全町的。
- ・芋類等の食害被害が収穫期に発生している。また、防除が不十分な家庭菜園において被害が増加しており、町街地での被害も増えている。

(イ) 生息状況

- ・有害鳥獣駆除許可による捕獲数は増加しているが、生息数の減少は認められない。

②ニホンザル

(ア) 被害状況

- ・被害は通年発生しており、有害捕獲や追い払い等を実施しているが、被害は増加傾向にある。
- ・収穫後の放置野菜、放置果樹、畑への残飯放置により、周辺の農作物被害を誘因している。

(イ) 生息状況

- ・町内山間部に30～40頭程度の群れが多数あり、生息数、群れの数、生息域とも拡大傾向にある。
- ・令和4年度に実施した生息状況調査を基に、捕獲体制等を構築していく。

③ニホンジカ

(ア) 被害状況

- ・水稲、野菜等への被害はあるが、被害額は把握していない。

(イ) 生息状況

- ・令和3年度に10頭捕獲されている。また、本町や隣接する市町では目撃情報や捕獲情報が相次いでいることから、生息数及び生息域は拡大傾向にある。

④カラス・サギ類

(ア) 被害状況

- ・水稲、野菜等への被害はあるが、被害額は把握していない。

(イ) 生息状況

- ・カラスは町内全域に生息。サギ類は、水稲作付後に目撃されることが多い。

⑤カワウ・ヌートリア

(ア) 被害状況

- ・ヌートリアは水稲被害があり、カワウは江川へ鮎を放流する時期に被害があるが、被害額については把握していない。

(イ) 生息状況

- ・年々捕獲数も増加しており、生息数は増加傾向にある。
- ・カワウは、江の川沿いに生息。ヌートリアは、町内全域に生息。

⑥ツキノワグマ

(ア) 被害状況

- ・現在、柿等の果樹への被害があるが、被害額については把握していない。

(イ) 生息状況

- ・柿等の放任果樹への被害があり、また、目撃情報も年々増加していることから町内広域に生息している。

⑦アライグマ

(ア) 被害状況

- ・現在、農作物への被害は報告されていない。

(イ) 生息状況

- ・目撃情報等はあるが、個体の特定確認はできていない。

⑧ヒヨドリ・アオジ

(ア) 被害状況

- ・エゴマや柿などへの被害があるが、被害額は把握していない。

(イ) 生息状況

- ・エゴマへの被害があり、収穫時期にほ場内で目撃されることが多い。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	2, 056千円	1, 326千円
被害面積	312a	300a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①捕獲奨励金</p> <p>有害鳥獣の被害が深刻な場合は、捕獲許可を川本町有害鳥獣駆除班（4班編制）へ交付し、捕獲した場合鳥獣の種類に応じて奨励金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル 1頭につき 20,000円（成獣） 10,000円（幼獣） ・イノシシ 1頭につき 10,000円（成獣） 5,000円（幼獣） ・シカ 1頭につき 25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足に伴う駆除班員の確保 ・被害額の増加に伴う、捕獲対策経費の財政負担増加 ・イノシシの箱わなによるツキノワグマの錯誤捕獲防止 ・箱わな導入経費及び設置負担

	<p>②新規狩猟免許取得者補助金 狩猟者の増加を図るため、新規に狩猟免許を取得する方の試験費用を助成する。</p> <p>③外来鳥獣対策 外来鳥獣（ヌートリア・アライグマ）については、町が行う講習会を受講すれば、日狩猟者でも箱わなに限り、捕獲ができる制度としている。 また、中型用捕獲檻（箱わな）の貸出も実施している。</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>①被害防止施設設置対策 サルやイノシシなど有害鳥獣による農林作物被害を未然に防止し、生産意欲の拡大・農産物を安定的に出荷できるよう電気柵や防護柵等の設置に対し、資材経費の補助や設置研修会実施 補助率：資材経費の 1/2（上限 5 万円） ※法人等団体は上限 30 万円</p> <p>②追い払い対策 ロケット花火より音が大きく、追い払いに効果がある「動物駆除用煙火」を使用して、集落ぐるみでの追い払いを実施できるように講習会の実施</p>	<p>・サル防護へのモデル作（電気柵と防護柵の複合柵等）及びイノシシ防護のモデル作（電気柵）の波及活動</p> <p>・追い払い活動の波及活動</p> <p>・動物駆逐用煙火については、火薬量が多く指の欠損事故等も多いため、安全に使用できるよう指導等が必要である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

島根県西部農林水産振興センター県央事務所などと連携しながら、子どもから高齢者に対して、鳥獣との共生に向け生態研修や被害発生 の要因となる食物のゴミ捨て場の除去など農地周辺の管理について意識を高めていく必要がある。また、ワイヤーメッシュなどの被害防止対策、わななどの捕獲対策を進め、被害の軽減に努める。捕獲対策においては、高齢化により狩猟免許取得者が減少していく見込みであるため、免許取得促進対策に取り組み、併せて川本町猟友会と連携して、捕獲技術の向上を図ることにより捕獲体制を強化し

ていく。

なお、イノシシ及びニホンジカについては、近隣の処理加工業者と連携して、有効利用を推進する。

さらに、ニホンザルについては、GPS を用いたサルが生息調査や生息調査で明らかとなったニホンザルの遊動域において、効果的な追い払い、侵入防止柵の設置、さらには、ICT を用いた捕獲檻で効果的な捕獲活動を行い、対策を地域一体で実施していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の川本町有害鳥獣駆除班と川本町鳥獣被害対策実施隊により、特に被害の多いイノシシ・ニホンザルを中心に捕獲を行い、従来の捕獲中心の駆除班と鳥獣被害の防止を推進する集落が連携し捕獲体制を確立する。また、ヌートリア等の外来鳥獣については、外来鳥獣対策講習会受講による捕獲を農業者中心に行う。

現在、中国山地から生息域を広げているニホンジカについては、山林への被害も予想され、近隣市町と連携して捕獲等対策に取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全対象鳥獣	有害駆除班と地域の農業者と協働での捕獲体制の確立 集落単位での自営捕獲体制の整備を推進
令和6年度	全対象鳥獣	有害駆除班と地域の農業者と協働での捕獲体制の確立 集落単位での自営捕獲体制の整備を推進
令和7年度	全対象鳥獣	有害駆除班と地域の農業者と協働での捕獲体制の確立 行政・住民が一体となった農地保全の取組の一環としての鳥獣対策体制を確立

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲数の推移状況、農林水産業への被害状況や被害防止対策の実施状況などを総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画を設定する。 捕獲目標は、令和2年度～令和4年度の3カ年平均の捕獲実績を考慮し捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	250	250	250
ニホンザル	70	70	70
ニホンジカ	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンザル及びニホンジカについて、1年間を通じ川本町全域で捕獲活動を行う。また、捕獲の方法としては、わな、銃器で行う。捕獲した個体の処理方法については、速やかに埋設を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンザル及びニホンジカの捕獲の際、効果的に捕獲活動が行えるよう、1年を通じて捕獲を実施する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
全般	農業者への防護柵の設置を推進する。また、積極的に補助する。	農業者への防護柵の設置を推進する。また、積極的に補助する。	農業者への防護柵の設置を推進する。また、積極的に補助する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
全般	農業者への防護柵の設置研修会や追い払い研修会を開催し、適切な管理を促す。	農業者への防護柵の設置研修会や追い払い研修会を開催し、適切な管理を促す。	農業者への防護柵の設置研修会や追い払い研修会を開催し、適切な管理を促す。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	全般	整備されていない山林等において、緩衝帯の設置や放任果樹の除去について、積極的な整備を促す。
令和 6 年度	全般	整備されていない山林等において、緩衝帯の設置や放任果樹の除去について、積極的な整備を促す。
令和 7 年度	全般	整備されていない山林等において、緩衝帯の設置や放任果樹の除去について、積極的な整備を促す。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター 一県央事務所	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力
川本警察署	住民の安全確保、不測の緊急事態の警察官職務執行法第4条第1項による対応
川本町有害鳥獣駆除班	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力
川本町	有害鳥獣の情報提供・助言、麻酔銃使用による協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

町民→川本町役場→川本警察署→関係機関
(島根県西部農林水産振興センター 県央事務所 川本町有害鳥獣駆除班)

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、速やかに埋設処理を行うこととする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状での取り組みはない
ペットフード	現状での取り組みはない
皮革	現状での取り組みはない
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状での取り組みはない

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

イノシシ及びニホンジカについては、近隣市町村の獣肉利活用施設と連携して資源利活用を進め、併せて、食肉等の有効利用を検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

イノシシ及びニホンジカについては、近隣市町村の獣肉利活用施設と連携して資源利活用を進める。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	川本町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
川本町産業振興課	連絡協議会事務局（協議会に関する連絡調整）
川本町猟友会	有害鳥獣捕獲の実施、有害鳥獣関連情報の提供
川本町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供
島根県農業協同組合島根おち地区本部	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
邑智郡森林組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
川本町自治会連合会	有害鳥獣関連情報の提供、状況把握と情報提供
島根県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣に関する助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中国四国農政局	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
農研機構 西日本農業研究センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
島根県西部農林水産振興センター 県央事務所	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
島根県中山間地域研究センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供
江川漁業協同組合	水産資源に係る有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技

	術の情報提供
島根県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供、水稻被害に係る情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

駆除班がその役割を担うこととする。併せて、被害対策協議会で協議を行い、設置に向けて取り組む。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

川本町自治会連合会と連携し、被害情報、出没情報等の収集と蓄積を図る。自治会長会などの会合において情報交換をする場を設け、情報の共有化と意識の高揚を図る。情報伝達、組織力に長けた自治会組織を活用することにより、研修会等への参加人員の確保が図られ、より効果的な事業実施が見込まれる。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域の農地保全のため、関係機関（農業、林業、土木、地域政策、防災）との情報共有を行い適切な被害対策を進めていく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。